

(制度名 登録業者等の団体の指定)

(健康局生活衛生課)

1. 制度の概要

建築物における衛生的環境の確保に関する法律（建築物衛生法）において、建築物清掃業等の建築物の衛生的環境の維持管理に係る事業については、一定の要件を満たす事業者は都道府県知事の登録を受け、登録業者である旨の表示をすることができる制度がある。この登録制度の一環をなすものとして、厚生労働大臣が、業種の区分ごとに、事業者の団体を指定し、その団体による自主的な活動を通じて登録業者の業務の改善向上を図ろうとするものである。

指定を受けた団体（指定団体）は、登録業者の業務を適正に行うため必要な技術上の基準の設定、登録業者の求めに応じて行う業務の指導、登録業者の業務に従事する者に対するその業務に必要な知識及び技能についての研修、登録業者の業務に従事する者の福利厚生に関する施設に関する業務を全国的に行うものとなっている。

2. 指定、登録等の基準

○建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第2号）
（指定の基準）

第三十四条の二 厚生労働大臣は、法第十二条の六第一項の規定により指定の申出をした一般社団法人が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。

- 一 前条第二項第五号に規定する計画について、指定団体の業務の適確な実施のために適切なものを作成していること。
- 二 指定団体の業務を適確かつ円滑に行うのに必要な経理的基礎及び技術的能力を有するものであること。
- 三 指定団体の業務以外の業務を行っている場合は、その業務を行うことによって指定団体の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

3. 指定、登録等を受けた法人

(1) 建築物清掃業

法人等の名称	指定等の時期	法人の連絡先	指定、登録の理由等
社団法人全国ビルメンテナンス協会	昭和58年4月26日	東京都荒川区西日暮里5丁目12番5号	上記2に掲げる指定基準に合致しており、当該業務を適切かつ適確に遂行できると認められるため。

(2) 建築物飲料水貯水槽清掃業

法人等の名称	指定等の時期	法人の連絡先	指定、登録の理由等
社団法人全国ビルメンテナンス協会	昭和60年4月1日	東京都荒川区西日暮里5丁目12番5号	上記2に掲げる指定基準に合致しており、当該業務を適切かつ適確に遂行できると認められるため。
社団法人全国建築物飲料水管理協会	昭和60年4月1日	東京都港区虎ノ門二丁目9番14号	上記2に掲げる指定基準に合致しており、当該業務を適切かつ適確に遂行できると認められるため。

(3) 建築物ねずみ昆虫等防除業

法人等の名称	指定等の時期	法人の連絡先	指定、登録の理由等
社団法人全国ビルメンテナンス協会	昭和58年4月26日	東京都荒川区西日暮里5丁目12番5号	上記2に掲げる指定基準に合致しており、当該業務を適切かつ適確に遂行できると認められるため。
社団法人日本ペストコントロール協会	昭和58年4月26日	東京都千代田区神田鍛冶町3丁目3番4号	上記2に掲げる指定基準に合致しており、当該業務を適切かつ適確に遂行できると認められるため。

(4) 建築物環境衛生総合管理業

法人等の名称	指定等の時期	法人の連絡先	指定、登録の理由等
社団法人全国ビルメンテナンス協会	平成14年8月27日	東京都荒川区西日暮里5丁目12番5号	上記2に掲げる指定基準に合致しており、当該業務を適切かつ適確に遂行できると認められるため。

4. 指定、登録等の基準に対するよくあるお問い合わせと回答

特になし

5. 指定、登録等に係る事務・事業の料金等とその積算根拠

料金等	積算根拠
各指定団体を実施する研修については、各指定団体により設定	法令等により、料金の設定に当たって国が関与することとはされていない

6. 指定、登録等に係る事務・事業についての見直し結果（平成23年2月1日現在）

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則の一部を改正し、指定基準に係る詳細な事項を定めた。（平成21年3月）

7. 政策評価

—